

令和6年10月から

特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%（年間上限20万円）を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、

教育訓練経費の10%（年間上限5万円）を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）した場合をいいます。

支給額の例 【訓練期間：3か月、入学料：5万円、受講料：25万円 の場合】

（教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。）

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円 (入学料含む)	12万円 (※1)	12万円 (※1)
資格取得等 した場合	—	—	3万円 (※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%＝12万円（20万円を超える場合は20万円が上限）

※2 30万円×10%＝3万円（5万円を超える場合は5万円が上限）

【資格取得等した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、特定一般教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日（資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日）の翌日から起算して1か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書（様式第33号の2の3）
- ② 受給資格確認通知書
- ③ 本人・住所確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（本人写真付き）等）
- ④ 資格取得等したことを証明する書類（合格証、登録証、免許証、学位証明書等）
- ⑤ 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑦ 返還金明細書（領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された（される）場合）
- ⑧ 委任状（代理人による申請の場合）

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

令和6年10月から

専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

支給額の例 【訓練期間:2年間、入学料:10万円、6か月ごとの受講料:40万円 の場合】

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- 専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとに支給額を決定します。

下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円	25万円
第2期	40万円	15万円 (※1)	15万円 (※1)
第3期	40万円	20万円	20万円
第4期	40万円	20万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)	32万円 (※2)
賃金上昇 した場合	—	—	16万円 (※3)
合計	170万円	112万円	128万円

※1 40万円×50%=20万円ですが、第1期と合わせた年間支給額の上限である40万円を超えるため、支給額は40万円－25万円＝15万円

※2 170万円×20%=34万円ですが、資格取得等した場合の支給額の上限である32万円(年間16万円×2年)を超えるため、支給額は32万円

※3 170万円×10%=17万円ですが、賃金上昇した場合の支給額の上限である16万円(年間8万円×2年)を超えるため、支給額は16万円

受講開始前と訓練修了後の賃金の比較

【受講開始前の賃金】 ※ご自身で事業主に証明を依頼してください。

受講開始日時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額※1・・・① ※2

受講開始日時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額※1に相当する額・・・②

【訓練修了後の賃金】・・・③ ※ご自身で期間を選択して事業主に証明を依頼してください。

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格取得、かつ、就職した日※3から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月間※4の賃金を基礎とするみなし賃金日額

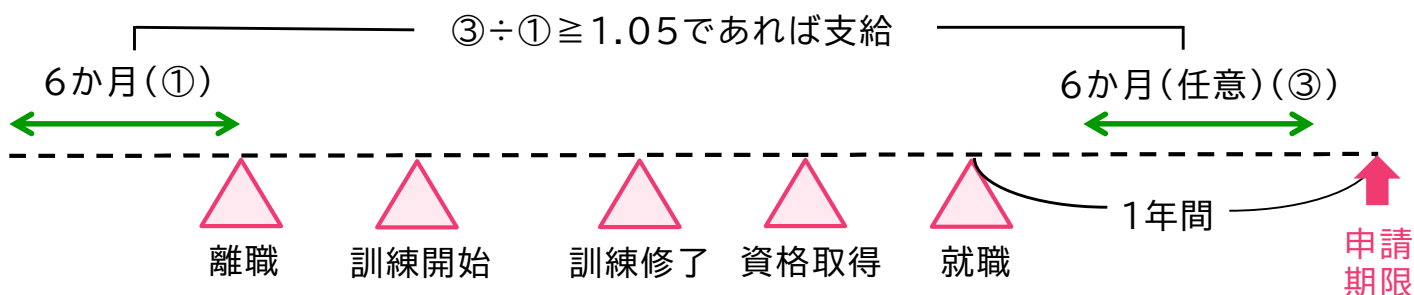
※1 原則、離職直前の6か月間(各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする)に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

※2 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて受講開始前の賃金が把握できる場合は省略できます。

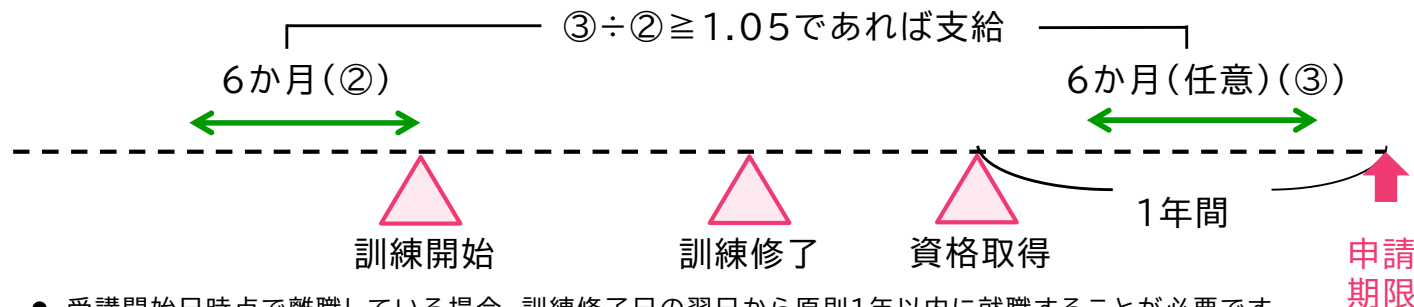
※3 訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。

※4 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

受講開始日時点で離職している場合



受講開始日時点で在職中の場合



- 受講開始日時点で離職している場合、訓練修了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練修了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

【賃金が上昇した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、専門実践教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第6号関係)支給申請書(様式第33号の2の7)
- ② 教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知
- ③ 受講開始前(※)および訓練修了後(雇用された後または資格取得後)の6か月間の賃金等を確認するための書類(・賃金台帳または給与明細・出勤簿またはタイムカードの2点)
※ 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ④ マイナンバーカード(受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合)
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑥ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑦ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

働く人のキャリアアップ、
キャリアチェンジを応援します。

教育訓練給付制度

受講費用の
最大8割が支給
されます。

キャリアー十

レベルン

教育訓練給付制度は、
スキルアップを目指すあなたに、
うれしい制度です。



受講費用の
最大80～20%支給！
費用負担を抑える
ことができます。



約16,000講座！
さまざまな分野の
講座がそろって
います。



指定講座の
検索サイトで
希望に合った講座を
見つかります。

これなら、
ぼくにも受け
られそう！



目当ての
資格の講座が
きつとある！



土日、夜間、
オンラインも
あるんだね！



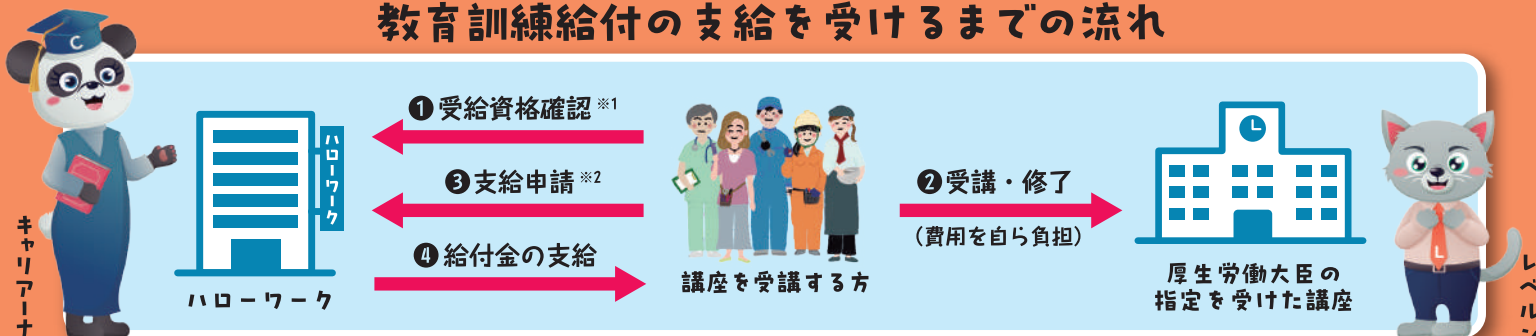
詳しい内容については裏面をご覧ください。

教育訓練給付は3種類あります。

教育訓練の種類	給付率	対象資格	支給対象者※1	
			在職中	離職中
専門実践教育訓練	最大で受講費用の 80% 年間上限 64 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 - 介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 - 第四次産業革命スキル習得講座 - ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 - 専門職大学院の課程 (MBA、法科大学院、教職大学院 など) - 職業実践力育成プログラムなど 専門学校の課程 - 職業実践専門課程 - キャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上
教育訓練支援給付金※2	離職前の基本手当の日額の80%相当※3		×	○※4
特定一般教育訓練	最大で受講費用の 50% 上限 25 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 - 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 - ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 - 短時間の職業実践力育成プログラム - 短時間のキャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上
一般教育訓練	受講費用の 20% 上限 10 万円	資格の取得を目標とする講座 - 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD 利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 - 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上

※1 初めて受講する場合。※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。※3 令和7年4月1日以降に受講を開始する場合、60%相当。※4 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続きです（一般教育訓練を受講する場合は必要ありません）。
 ※2 専門実践教育訓練の場合は6か月ごとの支給申請により給付を受けられます（特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練修了後に一括で支給申請）。

約16,000の指定講座から、ご希望に合った講座をお探しいただけます。

教育訓練の受講希望者向け
厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付 講座検索



教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕
を受講者に支給（※1）



特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕
を受講者に支給（※2）



一般教育訓練給付金

受講費用の20%〔上限10万円〕
を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・
第二種免許
中型自動車第一種・
第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・
玉掛・小型移動式クレーン・
高所作業車運転・
床上操作式クレーン・
不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル
習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得
を目指す講座
（シスコ技術者認定資格等）
ITSSレベル2の資格取得を
目指す講座
（基本情報技術者試験等）
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター
能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技
能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務
者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者
（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程
（商業実務、文化、工業、衛生、
動物、情報、デザイン、自動車整備、
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・
家政、医療、経理・簿記、電気・電
子、ビジネス、社会福祉、農業な
ど）
職業実践力育成プログラム
（保健、社会科学、工学・工業な
ど）
キャリア形成促進プログラ
ム（医療、文化教養、商業実務
関係）
専門職学位
（ビジネス・MOT、教職大学院、法
科大学院など）
短時間の職業実践力育成
プログラム（人文科学・人文）
短時間のキャリア形成促進
プログラム（文化教養関係）
修士・博士
履修証明
科目等履修生